

林野火災に係る 火災予防条例が一部改正されます

令和8年1月1日 施行

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を踏まえ、同様な林野火災の予防を目的として、佐賀中部広域連合火災予防条例の一部が改正されます。

主な改正内容

1 『林野火災に関する注意報』発令の新設

- ・乾燥や雨が長く降らないなど、山火事が起りやすい状態になった時、『林野火災注意報』を発令します。
 - ・注意報が出たときは、山間部やその付近では、火の使用を控えましょう。また、たき火や野焼きなどは、延期を検討しましょう。
- ※これは努力義務です。禁止ではありませんが、火災予防へご協力をお願いします。

2 『林野火災に関する警報』発令の新設

- ・乾燥や強風が続き、山火事が発生する危険が高まった時は、『林野火災警報』を発令します。

3 『林野火災に関する警報発令中における 火の使用制限』の新設

- ・警報が出ているときは、山間部やその付近でのたき火、野焼きは禁止になります。
- ・正規の器具を用いないバーベキューや花火など、火を扱う行為にも制限がかかります。



詳しくはこちら

⇒ ▲火災予防条例改正 通知

(総務省消防庁)

▲佐賀広域消防局HP

「山火事を防ごう」



【問い合わせ先】

佐賀広域消防局 予防課

TEL 0952-33-6765 FAX 0952-31-2119

✉ syouboukyokuyobouka@chubu.saga.saga.jp

○ たき火に該当すると考えられる行為（イメージ）



○ たき火に該当しないと考えられる行為（イメージ）

